

経営管理研究科経営管理専攻は、厚生労働省の教育訓練給付制度の講座に指定されています。
この制度の利用を希望する場合は、受給資格および以下の「明示書」で概要を確認してください。
(この「明示書」は、2017年度の講座の概要を参考までにお知らせするものです。
2018年度の講座内容は、下記内容から一部変更を行う場合がありますので、ご注意ください。)

教育訓練給付制度の受給資格、その他本制度に関する情報は、以下厚生労働省のホームページを参照してください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

平成29(2017)年度 教育訓練給付制度指定講座の概要 (明示書)

講座の名称	経営管理研究科 経営管理専攻													
実施方法	① 通学 (昼間・夜間・土日) ② 通信 スクーリング(回数 回)													
指定講座番号	2	6	0	8	0	—	0	6	1	0	0	3	—	8
講座の創設年月日	一般教育訓練給付金対象講座の指定期間		過去一年の講座実績	入講者数(累積) (36人)		修了者数 (41人)								
平成18年4月1日	平成30年3月31日まで													
訓練期間	24ヶ月					総訓練時間	690時間							
1. 教育訓練目標														
①取得目標とする資格の名称、目標レベル				経営修士(専門職)										
②①に係る資格・試験等の実施機関名称				立命館大学大学院										
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等				46単位以上を選択履修しなければならない。										
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況				企業のあらゆる分野、コンサルタント、シンクタンク研究員										
2. 教育訓練の内容														
教科 (カリキュラム)							時間			使用教材名				
立命館大学ホームページ 大学院オンラインシラバス参照 http://www.ritsumei.ac.jp/acd/ac/kyomu/gaku/onlinesyllabus.htm														
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)														
①受講するに当たって必要な実務経験等				学校教育法で定める大学院入学資格を有する者										
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準														
③その他														

平成29(2017)年度 教育訓練給付制度指定講座の概要 (明示書)

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況					
(1) 資格取得状況					
① 昨年度内の受講修了者数	41	人			
② ①のうち目標資格の受験者数	41	人	受験率(②/①)	100.0	%
③ ②のうち合格者数	41	人	合格率(③/②)	100.0	%
④ 上記②・③の回答者数	41	人			
(2) 受講修了者による講座の評価等					
① 回答者総数		32	人		
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	12	人	②A: 就業者計	18
	2 非正社員、派遣社員	0	人		
	3 その他の就業(自営業等)	6	人		
	4 学生	11	人	②B: 非就業者計	3
	5 求職中	3	人		
	6 その他(主婦、無職等)	0	人		
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	3	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	18
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	2	人		
	3 社内外の評価が高まる	4	人		
	4 円滑な転職に役立つ	1	人		
	5 趣味・教養に役立つ	1	人		
	6 その他の効果	6	人		
	7 特に効果はない	1	人		
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	1	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	3
	2 希望の職種・業界で就職できる	1	人		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	0	人		
	4 趣味・教養に役立つ	0	人		
	5 その他の効果	1	人		
	6 特に効果はない	0	人		
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	3	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	3
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人		
	4 就職していない	0	人		
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	11	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	31
	2 おおむね満足	17	人		
	3 どちらとも言えない	2	人		
	4 やや不満	1	人		
	5 大いに不満	0	人		
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・予習・復習を含めた学修に対して、定期試験・レポート試験・日常点により評価を付ける。 ・成績評価はA(100点法では90点以上)、A(同80点台)、B(同70点台)、C(同60点台)、およびF(60点未満)で行い、A、A、B、Cを合格、Fを不合格とする。成績を段階表示することになじまない科目については、合格をP(Pass)、不合格をFとする。他大学などにおける修得科目についてはN(認定)で表示する。 ・成績通知表は、成績発表日に在学生向けコースツール上で公表する。 				
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数					
6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法					
<ul style="list-style-type: none"> ・経営管理研究科経営管理専攻企業経営コース(専門職学位課程)に2年以上在学して正規の授業を受け、46単位以上の選択履修しなければならない。 ・原則として、2年次終了前に前項成績評価に基づき、修了認定基準を満たしているか確認する。 					

平成29(2017)年度 教育訓練給付制度指定講座の概要 (明示書)

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法	
(1)受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	1回生後期に研究指導教員を決定し学生の課題発見の助言課題解決のための指導を行う。これは個別に行うこと少人数の討論で行うことがあり学生個人の理解度を見ながら丁寧な指導を行う
(2)受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関連職種 of 求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	大学のキャリアセンターを通して随時、講座や企画を実施している。メールリストも利用し、関連する情報をリアルタイムに流すなどしている。また、研究科独自のキャリア支援企画を実施。
8. その他の事項	
指定教育訓練実施者名及び代表者名	立命館大学大学院 経営管理研究科 経営管理専攻 (代表者名:研究科長 奥村 陽一)
住所及び連絡先	大阪府茨木市岩倉町2番150号 TEL 072-665-2101
施設名称及び施設長名	立命館大学大学院 (施設長:学長 吉田 美喜)
住所及び連絡先	京都市中京区西ノ京東柵尾町8番地 TEL 075-465-8195
給付制度担当部署・者	立命館大学 教学部 大学院課(衣笠) (担当者: 森山 寛)
連絡先	TEL 075-465-8195
一般教育訓練経費	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 1,547,400 円
支払い方法	① 入学料 (税込額) 300,000 円
① 一括払	次の①②③のいずれかの場合に入学金300,000円を免除する ①立命館大学または立命館アジア太平洋大学の学部を卒業した者が本学大学院に入学する場合 ②立命館大学または立命館アジア太平洋大学の学部から引き続き本学大学院に入学する場合 ③立命館大学または立命館アジア太平洋大学の大学院を修了した者または博士課程に標準修業年限以上在学し、博士論文以外の修了要件を満たし退学した者が、本学大学院に入学する場合
② 分割払	② 受講料 (税込額) 1,247,400 円 2年間の授業料を按分した1年分として記載しています (うち、必須教材費 0 円)
③ 両方可能	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 51,000 円 ※本大学出身者と他大学出身者で異なります
※2017年度入学時の金額です。	① 副読本代(税込額) 0 円 ② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額) 0 円 ③ 施設維持費(税込額) 0 円 ④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額) 51,000 円
	3. 総額 (1+2) (税込額) 1,598,400 円 ※学費の詳細については、「入学試験要項(別冊)」を参照してください

[特記事項]

--

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料(最大1年分)に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。)や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。
このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。
なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。
- (4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。
また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了したものとは認められていませんので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。